



間違いやすい海外源泉の投資 所得に係る所得税の留意点②

週刊税務通信2019年9月23日号No.3573「海外資産の税務ケース・スタディ」徳山義晃著より

外貨建て取引の円換算レート

(1) 外貨建て取引の円換算

その外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額。

①利子所得、配当所得……対顧客電信直物売買相場の仲値(TTM)

②一般株式等及び上場株式等の譲渡(金融商品取引業者を通じた取引に限り)

……対顧客電信直物売買相場の仲値(TTM)に加え、取得⇒対顧客電信直物売買相場の売値(TTS)、

売却⇒対顧客電信直物売買相場の買値(TTB)も認められる。

(2) 間違いやすい留意点

上場株式等に係る利子所得、配当所得についても対顧客電信直物売買相場の買値(TTB)を使用するケース。
海外金融口座を通じて取得する利子・配当所得は、譲渡所得と異なり、TTBを使用することができない。

外国税額控除の適用

(1) 外国税額控除と外国税額控除とならない外国所得税の額

外国税額控除……居住者が各年において外国所得税の額を納付した場合、その年において生じた国外所得金額を限度として、その外国所得税を日本の所得税から控除することで国際的な二重課税を排除する制度。

海外金融口座を通じて取得した利子・配当金についても、日本と同様に現地で所得税が源泉徴収されている場合は、これらの所得税が外国税額控除の対象となります。

ただし、日本が外国と締結している租税条約で、利子・配当等の投資所得について現地で課税される所得税が軽減・免除される場合、その軽減・免除される額を超えて課された外国所得税があったとしても、その超える外国所得税は外国税額控除になりません。

(2) 間違いやすい留意点

租税条約で利子・配当等の投資所得について現地で課される所得税が軽減・免除されるにもかかわらず、納税者が適切に租税条約上の届出を現地の金融機関等に行っていないため、現地の国内税法により軽減・免除される額を超えて課された外国所得税も合わせて外国税額控除を適用するケース。

(例1) 米国のW8-BENという源泉所得税の受益者が米国非居住者であることを証する届出書を利子・配当所得を受領する前に金融機関に提出していないと30%の米国源泉所得税が徴収されます。

⇒日米租税条約における配当の規定で個人に対する課税は10%が限度。

⇒外国税額控除の精度の適用となる外国所得税は30%ではなく10%となる。

(例2) スイスなどの一部の国では、租税条約の適用を現地の所得税の源泉徴収後の還付申告を前提としているケースがあり、注意が必要です。

【今月の経営格言】
の最低条件。

「10%の経常利益率」は、経営
by 稲森和夫（京セラ会長）

利益を残せるか、残せないかの差は、「意識の差」「思いの差」といいます。カラーでありありと見えるまで想像できるかどうかの差。「できるはずがない」と思えば、できない。「絶対にできるはずだ」と強く思うなら可能性はある。「経営の90%は、経営者のメンタリティで決まる。どんな業種、業態であっても、創意工夫を忘れなければ、10%以上の経常利益率を上げることができる」企業が赤字なのは、経営者が「10%なんて無理だ」とあきらめているからであり、つまり「赤字を認めている」からです。心から達成を信じ、燃える闘魂を持って、「誰にも負けない努力」をする。「強い思い」こそが、高収益を実現します。

「図解稻森和夫の経営早わかり」より